

由利総合支所だより

第 465 号
R6.8.15 発行
市民サービス課
振興班



★市公式LINE 友だち募集中★
@yurihonjo-city

おしらせコーナー

市民サービス課

災害対応を考慮した

総合支所の休日窓口対応について

大雨被害が発生して以来、土日も庁舎を開いておりましたが、8月17日(土)より通常の休日窓口対応に戻すことといたしますので、ご承知おきください。

○問合せ 市民サービス課 振興班

(Tel 53・2112)

「罹災証明書」交付申請について

この度の大雨による被害について、各集落総代の皆さまからの報告や個別連絡のあった案件は調査を終え、8月6日に証明書を郵送しておりますのでご確認ください。

なお、総合支所で調査漏れがあったり、追加で罹災証明書が必要な物件が生じた際には、大変お手数ですが、ご連絡いただきますようお願いいたします。

○連絡先 市民サービス課 振興班

(Tel 53・2112)

ゆりえもん送迎バスの運行について

9月のゆりえもん送迎バスの運行日程は、次のとおりです。ご利用になる方は指定場所に出発時間までお集まりください。

・鮎川方面	・西滝沢方面
9月 4日(水)	5日(木)
11日(水)	12日(木)
18日(水)	19日(木)
25日(水)	26日(木)

※大雨被害により土倉・蟹沢での停車は当面の間見送らせていただきます。ご了承ください。

※9月の休館日は3日、17日です。

(時刻表は、ゆりえもん・由利総合支所に備え付けています。)

○問合せ 市民サービス課 市民福祉班

(Tel 53・2113)

「障がい児者相談会」を開催します

障がいについての悩みや困り事などの相談会です。どなたでもお気軽にお越しください。申し込みは不要ですが、事前に連絡いただくスムーズに相談を受けることができます。費用はかかりません。

○日時 8月21日(水)

13時30分～15時30分

○場所 由利総合支所 会議室

○申し込み・問い合わせ

障がい児者基幹相談支援センター

(Tel 74・3614)

または市民サービス課 市民福祉班

(Tel 53・2113)

由利中同窓会東京支部総会

参加者募集について

次のとおり由利中同窓会東京支部総会が開催されます。関東周辺に在住の同級生や地域内出身者と連絡を取り合って、ぜひご参加ください。

○日時 11月30日(土) 総会 12時～

○場所 東京都荒川区

ホテル「ラングウッド」(日暮里)

○総会会費

参加申込みいただいた方については総会会費を同窓会から負担いたします。

※昨年度の会費は1万円でした

○旅費に対する市補助金

・公共交通機関を利用して参加する方には旅費と宿泊費の合計額の1/3以内(上限1万5000円)を市より補助いたします。

・公共交通機関を利用しない方は宿泊費の1/2以内(上限5000円)を市より補助いたします。

・補助金申請手続きは申込み終了後に市民サービス課から連絡いたします。

○申込み先

9月6日(金)まで、由利中同窓会長の佐藤俊弘まで電話でお申し込みください。

なお、予算の都合上、先着順とさせていただきます。

(Tel 090-2361-9166)

※販売(営業)目的の方は参加できません

各種団体

鳥海山木のおもちゃ館

休館日のお知らせ

9月4日(水)～9月6日(金)

館内修繕等のため休館いたします。(通常の休館日含む)

9月7日より通常開館いたします。

○問合せ 鳥海山木のおもちゃ館

(Tel 74・9070)

花まる健康づくり教室のご案内

「愉快 爽快」

リズム体操で健やかな毎日を」

○日時 9月25日(水) 午前10時より

○場所 善隣館 市民ホール

○講師 日本レクリエーション協会

公認コーディネーター

佐々木 もと子 先生

○対象 概ね65歳以上の方

○参加費 無料

○その他 動きやすい服装で

ご参加ください。

汗拭きタオル、水分補給のための飲み物をご持参ください。

○申込み 9月25日(水)まで

社会福祉協議会由利支所

(Tel 53・2757)

(裏面もご覧ください)

由利図書館からのお知らせ

8/15号

◆民話紙芝居上演会においでください

日時:8月31日(土)10時30分~11時30分 場所:由利図書館(幼児室)
内容:由利の民話シリーズ紙芝居 対象:どなたでも 出演:民話サークル

◆新着図書紹介…カウンター前「新着図書コーナー」にあります。

	No.	書名	著者名
一般図書	1	取り急ぎ、パソコン仕事の基本だけ教えてください!	大林 ひろこ/著
	2	消費者金融ずるずる日記	加原井 末路/著
	3	ばかばかさわやかしょうがづくし	農文協/編
	4	農家が教えるわくわくニンニクづくり	農文協/編
	5	日本男子バレー勇者たちの軌跡	田中 タ子/著
	6	真鍋の兵法	真鍋 政義/著
	7	もう一度、泳ぐ。	池江 璃花子/著
	8	凍空と日だまりと *シリーズ②	あさの あつこ/著
	9	なんで死体がスタジオに!?	森 バジル/著
	10	天神さまの花いちもんめ	嗣人/著
	11	難問の多い料理店 *予約8件	結城 真一郎/著
	12	首木の民 *予約16件	菅田 哲也/著
	13	古本食堂 新装開店*シリーズ②、予約10件	原田 ひ香/著
郷土	14	由利本荘市歴史資料保全目録 第7号	本荘由利地域史研究会/編著
	15	あきた県政概況2024	秋田県企画振興部/編
児童	16	ことばいいかええほん	齋藤 孝/監修
	17	しょうがっこうがきらいです!	山本 悦子/作
	18	まねをしました	すず きみえ/作
絵本	19	とり	学研/編
	20	さかな	学研/編



ゲストを死体で発見。生放送中止できず。

学問の神さま菅原道真。神さまたちの何げない日常。

*この他にも新着図書があります。お探しの本がありましたら、図書館係員までどうぞ。
由利本荘市図書館のホームページから、蔵書検索をご利用できます。
インターネット予約に必要なパスワードは、市内図書館図書室のカウンターで発行しています。

由利本荘市図書館・図書室共通

図書・雑誌…10冊まで15日間 視聴覚資料(DVD・CDなど)…3点まで8日間

由利本荘市由利図書館

月~金:午前10時~午後7時 土・日:午前10時~午後5時 TEL53-2121
由利本荘市図書館 HP <https://ilisod005.apsel.jp/yurihonjo-lib/>

<NHK より大雨被災に伴う受信料免除のお知らせ>

- ・下段の免除申請部分を切り取り、中段の送付先に直接郵送願います
- ・総合支所市民サービス課窓口にも申請書と返信用封筒がございます
- ・不明な点はナビダイヤルへお問い合わせください。



「令和6年7月25日からの大雨」に伴う放送受信料の免除について

このたび、「令和6年7月25日からの大雨」により被災されたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。
災害救助法が適用された区域内で、お住まいに被害を受けられた方は、受信料が全額免除になります。免除の申請には、「り災証明書」が必要です。「り災証明書」が交付されましたら、免除申請のお手続きをお願いいたします。

- <免除の対象>
- 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、全焼、半焼、床上浸水**
- <免除の期間> **令和6年7月~8月まで(2か月間)**

- ・8月以降に申請いただいた場合でも7月にさかのぼって適用となります。
- ・前払い等によりすでにお支払いいただいている場合や今後お支払いいただいた場合は、お支払い分を免除期間終了後のご請求分に充当させていただきます。

- <お手続き方法>
- 郵送でのお手続き**
- 「放送受信料免除申請書」を切り取って、必要事項をご記入いただき、「り災証明書の写し(コピー)」を添えて、下記送付先までお送りください。**

【送付先】 〒010-8501 秋田市 東通仲町4-2
NHK秋田放送局 経営管理企画センター

✓被災により、テレビが故障して使用できなくなった場合などは、放送受信契約の解約のお手続きが必要となります。下記ナビダイヤルまでご連絡をお願いいたします。

受信料の**免除・解約**に関するお問い合わせ

ナビダイヤル

0570-077-077
平日 午前9時~午後6時(土・日・祝日も受付)

▼ここから切り取ってご返送をお願いいたします

日本放送協会 宛 放送受信料免除申請書

「令和6年7月25日からの大雨」による被害を受けたため、日本放送協会放送受信料免除基準第1項(7)に該当しますので、申請します。

ご契約者名		電話番号	自宅	-	-
			携帯	-	-
ご契約住所(り災場所)	(〒 -)				

世帯のみなさま全員が引越しされている場合は、住所変更のお手続きが必要です。住所変更のお手続きを希望される方は、以下の転居先住所をご記入ください。(一時的な避難等で住所変更のお手続きが不要の場合、ご記入は不要です。)

転居先住所	(〒 -)
-------	--------

«個人情報の利用目的»記載していただいた個人情報は、次の目的で利用します。1.受信料の契約・収納活動(割引の適用要件や解約に該当する事実の確認等を含みます) 2.免除基準の適用 3.放送の受信に関する相談業務およびNHK共聴の維持・運営業務 4.放送やイベントのお知らせ 5.放送文化・普及・受信に関する調査へのご協力をお願い

7月24日からの豪雨災害被災者支援制度・相談窓口一覧

災害等で被害を受けられた市民の方へ支援制度と問合せ窓口の一覧です。
手続きや内容等で不明な点がありましたら、各制度の担当課までお問い合わせください。

区 分	支援制度等	制度の概要	受付・担当課	電話番号	受付・開設時間 (土日祝日除く)	備考
罹災証明	罹災証明書	住家(居住のために使っている建物)の被害について、市が被害認定調査を行い、被害の程度を証明するものです。 税金の減免、各種支援や融資の申請等に必要となる場合があります。 なお、生命保険・損害保険の保険金等の請求にあたっては原則不要ですが、保険会社によっては必要な場合がありますので、契約している保険会社にお問い合わせください。 【罹災証明書の対象】 住家(災害発生時において、現実に居住のために使っている建物) 【罹災証明書の証明事項】 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊に達しない(一部損壊)	税務課 市民サービス課	24-6305 53-2112	8:30～17:15	【申請に必要な書類】 ○罹災状況が分かる写真
減免等	水道料金、下水道料金の減免	家屋や家財が床上浸水及び床下浸水の被害を受けたことについて、市の罹災証明書又は罹災届出証明書の交付を受け、その洗浄等のため水道水を使用し、排水施設以外に汚水を排除した場合に減免します。 【減免】 ○減免の対象となる期間は、罹災した日から起算して30日以内。 ○減免の対象となる水量は、水道水を使用した期間にかかる月の使用水量から使用月前3箇月分の平均使用水量、または算定対象最終月の前年同月の使用水量のいずれが多い方を差し引いた水量とする。	企業局 営業課 市民サービス課	22-3504 53-2112	8:30～17:15	【申請に必要な書類】 ○水道料金・下水道使用料等減免申請書 (市HP、総合支所窓口にあります) ○罹災証明書又は罹災届出証明書(写し可)
補助金	災害復旧救済措置 (土砂撤去費用助成)	災害発生時の復旧に関して、公的災害復旧事業及び由利本荘市林業災害復旧事業費単独補助金交付要綱(平成17年由利本荘市)に該当しない場合で、更に被害が拡大するおそれがあり、緊急に応急対策が必要と認められるときの救済措置 【適用範囲】 ○住家 土砂の流出等により、日常生活に支障があると認められるとき。 ○非住家 土砂の流出等により、建物が破損し、使用が困難と認められるとき。 ○宅地 土砂の流出により、日常生活に支障があると認められるとき。 【助成金の額】 経費の2分の1以内で60万円以内	危機管理課 市民サービス課	24-6238 53-2112	8:30～17:15	【必要書類】 ○助成金交付申請書 ○被害状況及び完了後の写真 ○経費の領収書
補助金	農地・農業用施設単独災害 復旧事業費補助金	農地や農業施設が被災した場合に、その復旧する費用の一部を補助するものです。 【補助対象費】 復旧費が10万円以上40万円未満 【補助率】 農地は3分の1以内 農業用施設(水路・農道等)は2分の1以内 ※詳しくは問い合わせ下さい	農山漁村振興課 産業建設課	24-6355 53-2114	8:30～17:15	【申請に必要な書類】 ○補助金交付申請書 ○被災箇所位置図 ○被害状況写真 ○復旧費の見積書
見舞金	災害り災者に対する見舞い金	この度の災害により被害を受けた被災世帯に対し、見舞い金の支給を行います。 【支給対象】 床上浸水の被害を受けた住家 【支給額】 罹災証明における「住家の被害の程度」により決定 ①全壊 10万円 ②大規模半壊・中規模半壊・半壊 5万円 ③準半壊及び準半壊に達しないもののうち床上浸水の被害を受けたもの 2万円	福祉支援課	24-6315	8:30～17:15	※罹災証明書の交付申請をすることで本見舞金の手続きとなります
減免等	市税等の徴収猶予	災害により財産に被害を受けた納税義務者が、市税を一時的に納付することができないと認められるときは、1年以内において徴収を猶予することができます。	収納課 市民サービス課	24-6256 53-2112	8:30～17:15	【申請に必要な書類】 ○罹災証明書 ○被害状況を確認できるもの(写真など)
減免等	市民税等の減免	火災や風水害、震災などで被害を受けた場合、その被害の程度に応じて市税等を減免する制度が次により設けられています。 【市民税・県民税】・・・前年中の所得金額が1,000万円以下※1でのもで、災害救助法の適用を受けた地域で自己又は親族が所有し居住の用に供する家屋に著しく損傷を受け、その損害の金額※2が当該家屋の価格の2分の1以上の価値を減じたとき。 ◆前年中の所得金額が500万円以下・・・所得割額の全額 ◆前年中の所得金額が500万円超、750万円以下・・・所得割額の1/2 ◆前年中の所得金額が750万円超、1,000万円以下・・・所得割額の1/4 ※1 生計を一にする配偶者又は親族を含む ※2 保険金等により補填されるべき金額を除く 【森林環境税】 ◆前年中の合計所得金額が500万円以下で、 住宅又は家財の※損害金額が、住宅又は家財の価格の10分の3以上の場合・・・全部 ◆前年中の合計所得金額が500万円を超え750万円以下で、 住宅又は家財の※損害金額が、住宅又は家財の価格の10分の5以上の場合・・・全部 ※ 保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く	税務課 市民サービス課	24-6306 53-2112	8:30～17:15	【申請に必要な書類】 ○減免申請書 ○罹災証明書 ○被害状況を確認できるもの(写真など) ○保険からの給付や賠償金の補填がある場合は、金額のわかる書類
減免等	国民健康保険税の減免	災害(風水害・火災など)により納税義務者及び生計を一にする者が所有する財産について、その資産価額の10分の3以上の損失を被った場合(保険からの給付、賠償金で補填された金額を除く)、国民健康保険税の減免を申請することができます。損失(損害)の程度及び前年の合計所得金額に応じ、減免の割合などを決定いたします。	税務課 市民サービス課	24-6306 53-2112	8:30～17:15	【申請に必要な書類】 ○減免申請書 ○罹災証明書 ○被害状況を確認できるもの(写真など) ○保険からの給付や賠償金の補填がある場合は、金額のわかる書類
減免等	固定資産税の減免	災害または天候の不順により損害を受け、著しく価値を減じた土地・家屋・償却資産について、減免申請をする事ができます。損傷の度合いにより、減免の可否、減免割合などを決定いたします。	税務課 市民サービス課	24-6305 53-2112	8:30～17:15	【申請に必要な書類】 ○減免申請書 ○罹災証明書 ○被害状況を確認できるもの(写真など)
減免等	軽自動車税(種別割)の減免	災害(風水害・火災など)により被災した軽自動車で、次の要件に該当する場合は軽自動車税(種別割)の減免が受けられます。 また、納付済みの場合は還付を受けることができます。 【要件】 「修繕額(見積額)から保険などの補填金を差し引いた金額」が当該車両の税額を超えた場合 例)税額10800円の場合、修繕額10万円－補填金8万円＝2万円が税額を超えるので減免対象	税務課 市民サービス課	24-6302 53-2112	8:30～17:15	【申請に必要な書類】 ○軽自動車税(種別割)被災車両減免申請書 ○罹災証明書または罹災届出証明書 ○修繕額のわかる書類(見積書・請求書・領収書など) ○補填金がある場合は、保険金などで補填された金額のわかる書類 ○被災状況の参考写真など

7月24日からの豪雨災害被災者支援制度・相談窓口一覧

災害等で被害を受けられた市民の方へ支援制度と問合せ窓口の一覧です。
手続きや内容等でご不明な点がありましたら、各制度の担当課までお問い合わせください。

区 分	支援制度等	制度の概要	受付・担当課	電話番号	受付・開設時間 (土日祝日除く)	備考
減免等	国民健康保険 一部負担金の減免、徴収猶予	国保加入世帯の世帯主が次のいずれかに該当したとき、申請により医療機関を受診した際の自己負担分について減免または徴収猶予を受けることができます。 ○災害により死亡もしくは障がい者となり、または資産に重大な損害を受けたとき。 ○災害により事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。 【徴収猶予】 6箇月以内 【減免】 損害の程度および前年の所得額により10分の10から10分の1を3箇月以内	市民課 国保年金班 市民サービス課	24-6245 53-2113	8:30～17:15	【申請に必要な書類】 ○罹災証明書 ○死亡や障がいがある書類または収入の減少が判る書類など
減免等	国民年金保険料の免除	国民年金被保険者の属する世帯の世帯主または世帯員の所有に係る資産(住宅、家財、その他の財産)につき、その価額の2分の1以上の損害を受けたとき。 【免除期間】 令和6年6月分から令和8年6月分まで ※ただし、令和5年度分(R6.6)、令和6年度分(R6.7～R7.6)、令和7年度分(R7.7～R8.6)それぞれに申請手続きが必要	市民課 国保年金班 市民サービス課	24-6245 53-2113	8:30～17:15	【申請に必要な書類】 ○罹災証明書
減免等	後期高齢者医療保険料の減免	後期高齢者医療被保険者またはその属する世帯主が次のいずれかに該当したとき、申請により保険料の減免をします。 ○災害により死亡もしくは障がい者となり、または資産に重大な損害を受けたとき。 ○災害により事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。 【減免】 損害の程度および前年の所得額により10分の10から8分の1を12箇月 (減収の場合は当該年度分)	市民課 医療保険班 市民サービス課	24-6244 53-2113	8:30～17:15	【必要書類】 ○罹災証明書 ○死亡や障がいがある書類または収入の減少が判る書類など
減免等	後期高齢者医療保険 一部負担金の減免、徴収猶予	後期高齢者医療被保険者またはその同一世帯員(主な生計維持者)が次のいずれかに該当したとき、申請により医療機関を受診した際の自己負担分について減免または徴収猶予を受けることができます。 ○災害により死亡もしくは障がい者となり、または資産に重大な損害を受けたとき。 ○災害により事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。 【減免、徴収猶予】 損害の程度により10分の10または10分の5を6箇月以内	市民課 医療保険班 市民サービス課	24-6244 53-2113	8:30～17:15	【申請に必要な書類】 ○罹災証明書 ○死亡や障がいがある書類または収入の減少が判る書類など
減免等	介護保険料の減免・徴収猶予	介護保険第1号被保険者(65歳以上)またはその同一世帯員(主な生計維持者)が次のいずれかに該当したとき、申請により保険料の減免または徴収猶予を受けることができます。 ○災害により死亡もしくは障がい者となり、または資産に重大な損害を受けたとき。 ○災害により事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。 【対象期間】令和6年8月分から令和7年2月分まで 【減免】損害の程度および前年の所得額により10分の10から10分の2 【徴収猶予】損害の程度により10分の10を6箇月以内	長寿生きがい課 介護班 市民サービス課	24-6323 53-2113	8:30～17:15	【申請に必要な書類】 ○罹災証明書 ○死亡や障がいがある書類または収入の減少が判る書類など
減免等	介護保険利用者負担額の減免	要介護・要支援の認定を受けている被保険者またはその同一世帯員(主な生計維持者)が次のいずれかに該当したとき、介護サービスを利用した際の自己負担分について減免を受けることができます。 ○災害により死亡もしくは障がい者となり、または資産に重大な損害を受けたとき。 ○災害により事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。 【減免】 損害の程度および前年の同一世帯員全員の合計所得額により10分の10から10分の3(申請月から6箇月以内)	長寿生きがい課 介護班 市民サービス課	24-6323 53-2113	8:30～17:15	【申請に必要な書類】 ○罹災証明書 ○死亡や障がいがある書類または収入の減少が判る書類など
補助金	市住宅リフォーム資金助成事業	7月24日からの豪雨災害に伴う罹災証明を受けた住宅の災害復旧工事のリフォーム工事費用の一部を市が助成する事業です。 【補助対象工事費】 20万円以上 【補助率及び上限】 補助対象工事費の10%(上限は10万円) 【情報提供】 ・秋田県でも令和6年7月24日からの大雨被害による住宅リフォーム推進事業(災害復旧)の受付を開始しております。 ・問い合わせ・相談 由利地域振興局建築課 ☎0184-27-1777 ・ホームページ https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/83440	建築住宅課 産業建設課	24-6334 53-2115	8:30～17:15	【申請に必要な書類】 ○罹災証明書 他 (詳細はお問い合わせください。) ○ホームページ https://www.city.yurihonjo.lg.jp/1000002/1001865/1001926/1009669.html
補助金	被災住宅の応急修理制度	この制度は災害救助法に基づく制度です。罹災証明書で「準半壊」「半壊」「中規模半壊」「大規模半壊」の判定になった場合、被災住宅の居室・台所・トイレなど日常生活に必要な最低限の部分の応急的な修理費用を市が修理事業者に直接支払う制度です。 【準半壊】 343,000円以内 【半壊～大規模半壊】 706,000円以内	建築住宅課	24-6369	8:30～17:15	【申請に必要な書類】 手続きや必要書類は準備中です。申請を希望する場合、まずは建築住宅課へご連絡ください。
減免等	電気料金の特例措置	・7/25以降の6月分、7月分、8月分、9月分電気料金の支払期日の1ヶ月延長 ・被災してから全く電気を使用されていない場合に、被災日が属する月分の翌月分から6ヶ月間に限り電気料金を免除 ・被災し、従量電気C、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、臨時電力、農事用電力の電気設備の一部が使用不能になった場合、令和7年1月末日まで電気料金を免除	東北電力 カスタマー センター	0120- 066-774	8:30～17:15	【申請に必要な書類】 ○罹災証明書 ○被害状況を確認できるもの(写真など)
その他	住宅金融支援機構 各種支援など	・住宅支援機構の融資の返済方法の変更について相談窓口を開設 ・火災保険等の請求窓口を開設 ・災害復興住宅融資として住宅の建替え、補修塔の必要な融資の相談窓口を開設	住宅金融支援 機構お客様 コールセンター	0120- 086-353	9:00～17:00	
その他	災害ボランティアセンター	災害ボランティアの受け入れや、災害ボランティアの派遣依頼について、ニーズの把握やコーディネートを行う。 派遣依頼 080-6879-9485 参加応募 080-6879-9487	社会福祉協議会	TEL 左記参照 FAX23-5529	9:00～16:00 FAXは24時間	派遣は現地確認の上対応 8/11(日)～8/15(木)は休止します。